

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

議会告示

秋田県議会が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（一）
議会議務局総務課）
教育委員会規則

秋田県教育委員会が管理する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則
（三）教育庁総務課）
監査委員会告示

秋田県監査委員が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程
（一）

議 会 告 示

秋田県議会告示第一号

秋田県議会が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月十三日

秋田県議会議長 津 谷 永 光

秋田県議会が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県議会が管理する行政文書の公開等に関する規程（平成十二年秋田県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「管理する」を「保有する」に改める。

第一条中「第十七条」を「第三十二条」に、「管理する」を「保有する」に改める。

第一条中「第七条」を「第九条第一項」に、「請求書の提出」を「公開請求」に改める。

第三条第一項中「第八条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第二項中「第八条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第三項中「第八条第四項」を「第十条第四項」に改める。

第八条を第十二条とする。

第七条第一項中「第十三条」を「第三十一条」に改め、同条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

（情報公開審査会諮問通知書）

第十条 条例第十六条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書（様式第十二号）によるものとする。

第六条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第九条とし、第五条を第八条とする。

第四条第二項中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第七条とする。

第三条の二中「第九条第二項第二号」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（行政文書公開請求事案移送通知書）

第四条 条例第十一条第一項の規定による通知は、行政文書公開請求事案移送通知書（様式第九号）によるものとする。

（行政文書の公開に係る意見照会書等）

第五条 条例第十二条第一項又は第二項の規定による通知は、行政文書の公開に係る意見照会書（様式第十号）によるものとする。

2 条例第十二条第三項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、行政文書公開決定に関する通知書（様式第十一号）によるものとする。

様式第一号中「第7条」を「第9条第1項」に、「并改」を「改等」に改める。

様式第二号中「第8条第2項」を「第10条第2項」に、「公開をする」を「公開する」に、「并改」を「改等」に、「第8条第1項」を「第10条第1項」に改める。

様式第三号中「第8条第3項」を「第10条第3項」に、「公開をする」を「公開する」に、「并改」を「改等」に、「第8条第1項」を「第10条第1項」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「公開をする」を「公開する」に、「并改」を「改等」に改める。

様式第六号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「并改」を「改等」に、「事務担当課長」を「事務担当課長」に改める。

様式第七号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「并改」を「改等」に、「第6条の2」を「第8条」に改める。

様式第八号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「并改」を「改等」に改め、同様式の次に次の四様式を加える。

様式第9号 行政文書公開請求事案移送通知書(第4条関係)

(A4判)

行政文書公開請求事案移送通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県議会議長 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、行政文書の公開決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

行政文書の名称又は内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の 事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
請求を受けた実施機関の 事務担当課室	秋田県議会事務局 課(室) 班 電話

様式第10号 行政文書の公開に係る意見照会書(第5条関係)

(A4判)

行政文書の公開に係る意見照会書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

秋田県情報公開条例に基づき、次のとおり_____に関する情報が記録された行政文書について、公開請求がありました。

ついては、この行政文書を公開することに対して御意見がある場合は、別紙行政文書の公開に係る意見書により、年 月 日までに回答してください。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開請求があった日	年 月 日
条例第12条第2項の規定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第12条第2項第 号適用 (理由)
事務担当課室	秋田県議会事務局 課(室) 班 電話
備考	

(別紙)

(A4判)

行政文書の公開に係る意見書

年 月 日

秋田県議会議長 様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電 話

年 月 日付け

号で照会のあつた件については、次のとおり回答します。

行政文書の名称又は内容		
公開決定に対する反対意見の有無 (いずれかを で囲んでください。)	有	無
公開決定に対する反対する部分 (いずれかを で囲んでください。)	一 部	全 部
	(公開に反対する部分を具体的に記入してください。)	
公開決定に反対する理由		

様式第11号 行政文書公開決定に関する通知書（第5条関係）

(A 4 判)

行政文書公開決定に関する通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けの_____に関する情報が記録された行政文書の公開請求について、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり行政文書を公開することを決定したので、同条例第12条第3項（同条例第17条において準用する同条例第12条第3項）の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務担当課室	秋田県議会事務局 課(室) 班 電話
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、議会に異議申立てをすることができます。

様式第12号 情報公開審査会諮問通知書(第10条関係)

(A4判)

情報公開審査会諮問通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けの不服申立てについては、秋田県情報公開条例第15条第1項の規定により秋田県情報公開審査会に諮問しましたので、同条例第16条の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
不服申立ての内容	
諮問年月日	年 月 日
事務担当課室	秋田県議会事務局 課(室) 班 電話
備考	

- 附 則
- 1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。
 - 2 この規程による改正前の秋田県議会が管理する行政文書の公開等に関する規程に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

教育委員会規則

秋田県教育委員会が管理する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十三日

秋田県教育委員会委員長 米 田 愛 治

秋田県教育委員会規則第三号

秋田県教育委員会が管理する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会が管理する行政文書の公開等に関する規則（昭和六十二年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名中「管理する」を「保有する」に改める。

第一条中「第十七条」を「第三十二条」に、「管理する」を「保有する」に改める。

第二条中「第七条」を「第九条第一項」に、「請求書の提出」を「公開請求」に改める。

第三条第一項中「第八条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第一項中「第八条第三項」を「第十条第三項」に、「様式第二号の二」を「様式第三号」に改め、同条第三項中「第八条第四項」を「第十条第四項」に改め、同項第一号中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同項第二号中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同項第三号中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同項第四号中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同項第五号中「様式第七号」を「様式第八号」に改める。

第八条中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項中「第十三条」を「第三十一条」に改め、同条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

（情報公開審査会諮問通知書）

第十条 条例第十六条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書（様式第十二号）によるものとする。

第六条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第九条とし、第五条を第八条とする。

第四条第二項中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第七条とする。

第三条の二中「第九条第二項第二号」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（行政文書公開請求事案移送通知書）

第四条 条例第十一条第一項の規定による通知は、行政文書公開請求事案移送通知書（様式第九号）によるものとする。

（行政文書の公開に係る意見照会書等）

第五条 条例第十二条第一項又は第二項の規定による通知は、行政文書の公開に係る意見照会書（様式第十号）によるものとする。

2 条例第十二条第三項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、行政文書公開決定に関する通知書（様式第十一号）によるものとする。

様式第一号中「第7号」を「第6号」に、「第7号」を「第6号」に改める。

様式第二号中「第8号」を「第10号」に、「第10号」を「第10号」に改める。

「に、第7号」を「第6号」に、「第8号」を「第10号」に改める。

様式第七号中「第8号」を「第10号」に、「第10号」を「第10号」に改め、同様に、「第10号」を「第10号」に改め、同様式を様式第八号とし、同様式の次に次の四様式を加える。

様式第9号 行政文書公開請求事案移送通知書(第4条関係)

(A4判)

行政文書公開請求事案移送通知書

記号及び番号
年 月 日

様

秋田県教育委員会

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、行政文書の公開決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

行政文書の名称又は内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の 事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
請求を受けた実施機関の 事務担当課所等	課(室・所) 班 電話

様式第10号 行政文書の公開に係る意見照会書 (第5条関係)

(A4判)

行政文書の公開に係る意見照会書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

秋田県情報公開条例に基づき、次のとおり_____に関する情報が記録された行政文書について、公開請求がありました。

ついては、この行政文書を公開することに対して御意見がある場合は、別紙行政文書の公開に係る意見書により、年 月 日までに回答してください。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開請求があつた日	年 月 日
条例第12条第2項の規定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第12条第2項第 号適用 (理由)
事務担当課所等	課(室・所) 班 電話
備 考	

(別紙)

(A4判)

行政文書の公開に係る意見書

年 月 日

秋田県教育委員会 様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電 話

年 月 日付け

号で照会のあつた件については、次のとおり回答します。

行政文書の名称又は内容		
公開決定に対する反対意見の有無 (いずれかを で囲んでください。)	有	無
公開決定に対する反対する部分 (いずれかを で囲んでください。)	一 部	全 部
公開決定に反対する理由	(公開に反対する部分を具体的に記入してください。)	

様式第11号 行政文書公開決定に関する通知書（第5条関係）

（A4判）

行政文書公開決定に関する通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会



年 月 日付けの_____に関する情報が記録された行政文書の公開請求について、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり行政文書を公開することを決定したので、同条例第12条第3項（同条例第17条において準用する同条例第12条第3項）の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務担当課所等	課（室・所） 班 電話
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田県教育委員会に異議申立てをすることができます。

様式第12号 情報公開審査会諮問通知書(第10条関係)

(A4判)

情報公開審査会諮問通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会



年 月 日付けの不服申立てについては、秋田県情報公開条例第15条第1項の規定により秋田県情報公開審査会に諮問しましたので、同条例第16条の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
不服申立ての内容	
諮 問 年 月 日	年 月 日
事 務 担 当 課 所 等	課(室・所) 班 電話
備 考	

様式第六号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「并改」を「改改」に、「第6条の2」を「第8条」に、「教育委員会」を「秋田県教育委員会」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第五号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「并改」を「改改」に、「教育委員会」を「秋田県教育委員会」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第四号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「并改」を「改改」に、「教育委員会」を「秋田県教育委員会」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第三号中「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「并改」を「改改」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第二号の二中「第8条第3項」を「第10条第3項」に、「公開をする」を「公開する」に、「并改」を「改改」に、「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、同様式を様式第三号とする。

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の秋田県教育委員会が管理する行政文書の公開等に関する規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

監 査 委 員 告 示

秋田県監査委員告示第一号

秋田県監査委員が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月十三日

秋田県監査委員

秋田県監査委員が管理する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員が管理する行政文書の公開等に関する規程（昭和六十二年秋田県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「管理する」を「保有する」に改める。

第一条中「第十七条」を「第三十二条」に、「管理する」を「保有する」に改める。

第二条中「第七条」を「第九条第一項」に、「請求書の提出」を「公開請求」に改める。

第三条第一項中「第八条第二項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第八

条第三項」を「第十条第三項」に、「様式第二号の二」を「様式第三号」に改め、同条第三項中「第八条第四項」を「第十条第四項」に改め、同項第一号中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同項第二号中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同項第三号中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同項第四号中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同項第五号中「様式第七号」を「様式第八号」に改める。

第八条の見出しを「（実施状況の報告）」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項中「第十三条」を「第三十一条」に改め、同条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

（情報公開審査会諮問通知書）

第十条 条例第十六条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書（様式第十二号）によるものとする。

第六条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第九条とし、第五条を第八条とする。

第四条第二項中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第七条とする。

第三条の二中「第九条第二項第二号」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（行政文書公開請求事案移送通知書）

第四条 条例第十一条第一項の規定による通知は、行政文書公開請求事案移送通知書（様式第九号）によるものとする。

（行政文書の公開に係る意見照会書等）

第五条 条例第十二条第一項又は第二項の規定による通知は、行政文書の公開に係る意見照会書（様式第十号）によるものとする。

2 条例第十二条第三項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、行政文書公開決定に関する通知書（様式第十一号）によるものとする。

様式第一号中「第7号」を「第6号」に、「并改」を「改改」に改める。

様式第二号中「第8号第2項」を「第10号第2項」に、「公開をする」を「公開する」に、「并改」を「改改」に、「第8号第1項」を「第10号第1項」に改める。

様式第七号中「第8号第1項」を「第10号第1項」に、「并改」を「改改」に改め、同様式を様式第八号とし、同様式の次に次の四様式を加える。

様式第9号 行政文書公開請求事案移送通知書(第4条関係)

(A4判)

行政文書公開請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県監査委員



年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、行政文書の公開決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

行政文書の名称又は内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の 事務担当課所等	部(所) 課(室) 班(担当) 電話
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
請求を受けた実施機関の 事務担当課	監査委員事務局 課 班 電話

様式第10号 行政文書の公開に係る意見照会書(第5条関係)

(A4判)

行政文書の公開に係る意見照会書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県監査委員



秋田県情報公開条例に基づき、次のとおり_____に関する情報が記録された行政文書について、公開請求がありました。

ついては、この行政文書を公開することに対して御意見がある場合は、別紙行政文書の公開に係る意見書により、年 月 日までに回答してください。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開請求があつた日	年 月 日
条例第12条第2項の規定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第12条第2項第 号適用 (理由)
事務担当課	監査委員事務局 課 班 電話
備考	

(別紙)

(A4判)

行政文書の公開に係る意見書

年 月 日

秋田県監査委員 様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電 話

年 月 日付け

号で照会のあつた件については、次のとおり回答します。

行政文書の名称又は内容		
公開決定に対する反対意見の有無 (いずれかを で囲んでください。)	有	無
公開決定に対する反対する部分 (いずれかを で囲んでください。)	一 部	全 部
	(公開に反対する部分を具体的に記入してください。)	
公開決定に反対する理由		

様式第11号 行政文書公開決定に関する通知書(第5条関係)

(A4判)

行政文書公開決定に関する通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県監査委員



年 月 日付けの_____に関する情報が記録された行政文書の公開請求について、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり行政文書を公開することを決定したので、同条例第12条第3項(同条例第17条において準用する同条例第12条第3項)の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務担当課	監査委員事務局 課 班 電話
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田県監査委員に異議申立てをすることができます。

様式第12号 情報公開審査会諮問通知書(第10条関係)

(A4判)

情報公開審査会諮問通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県監査委員

印

年 月 日付けの不服申立てについては、秋田県情報公開条例第15条第1項の規定により秋田県情報公開審査会に諮問しましたので、同条例第16条の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
不服申立ての内容	
諮問年月日	年 月 日
事務担当課	<p>監査委員事務局 課 班</p> <p>電話</p>
備考	

様式第六号中「第8条第1項」を「第10条第1項」じ、「件名」を「改称」じ、「第6条の2」を「第8条」じ改め、同様式を様式第七号じする。
様式第五号中「第8条第1項」を「第10条第1項」じ、「件名」を「改称」に改め、同様式を様式第六号じする。
様式第四号中「第8条第1項」を「第10条第1項」じ、「件名」を「改称」に改め、同様式を様式第五号じする。
様式第三号中「第8条第1項」を「第10条第1項」じ、「件名」を「改称」に改め、同様式を様式第四号じする。
様式第二号の二中「第8条第3項」を「第10条第3項」じ、「公開をする」を「公開する」じ、「件名」を「名称」じ、「第8条第1項」を「第10条第1項」じ改め、同様式を様式第三号じする。

附 則

- 1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の秋田県監査委員が管理する行政文書の公開等に関する規程に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄